

## 第 1 回検討会議事録

件名	平成 2 4 年度 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会（第 1 回）		
日時	2012 年 10 月 18 日（木） 9:30～12:00	場所	TKP 東京駅ビジネスセンター 1 号館 9 階 カンファレンスルーム 9 C
	出席者（委員）	出席者（その他）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒井委員</li> <li>・ 市村委員</li> <li>・ 稲葉委員</li> <li>・ 大石委員</li> <li>・ 上妻委員</li> <li>・ 後藤委員</li> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 佐野委員</li> <li>・ 実平委員</li> <li>・ 竹ヶ原委員</li> <li>・ 安井委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大熊環境経済課長</li> <li>・ 猿田環境経済課長補佐</li> <li>・ 内藤環境経済課長補佐</li> <li>・ 峯村環境経済課長補佐</li> <li>・ 金融庁（オブザーバー）</li> <li>・ 経済産業省（オブザーバー）</li> <li>・ 東京証券取引所（オブザーバー）</li> <li>・ 日本経済団体連合会（オブザーバー）</li> <li>・ みずほ情報総研（事務局）</li> </ul>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【資料 1 - 1】 議事次第</li> <li>・ 座席表</li> <li>・ 【資料 1 - 2】 委員名簿</li> <li>・ 【資料 1 - 3】 設置要領</li> <li>・ 【資料 1 - 4】 環境経営及び環境報告の最近の状況</li> <li>・ 【資料 1 - 5】 環境情報開示の方向性</li> <li>・ 【資料 1 - 6 - 1】 【未定稿】 諸外国制度における環境情報開示の動向（概要）</li> <li>・ 【資料 1 - 6 - 2】 【未定稿】 諸外国制度等における環境情報開示の動向（詳細）</li> <li>・ 【資料 1 - 7 - 1】 【未定稿】 企業における環境関連指標について</li> <li>・ 【資料 1 - 7 - 2】 【未定稿】 各企業の環境目標にみる K P I 設定状況（例）</li> <li>・ 【資料 1 - 8】 国内及び OECD 等におけるグリーン経済の指標について</li> <li>・ 【参考資料 1】 環境配慮促進法について</li> <li>・ 【参考資料 2】 環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成 21 年 3 月）の概要</li> <li>・ 【参考資料 3】 第四次環境基本計画（抜粋）</li> <li>・ 【参考資料 4】 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画</li> </ul>		
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境経営と環境報告の現状</li> <li>2. 環境情報開示の方向性について</li> <li>3. その他</li> </ol>		

## ◆開会

事務局

: 定刻になりましたので、ただ今より『平成24年度 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会』を開催いたします。皆様、本日はご多忙の折お集まり下さり、誠にありがとうございます。本日の司会・進行をつとめさせていただきます、みずほ情報総研の吉田と申します。至らぬ点多々あるかと思いますが、何卒よろしく願いいたします。それでは、検討委員会の開催にあたり、環境省環境経済課の大熊課長より、ご挨拶を致します。

環境省大熊課長 : 環境経済課長の大熊です。委員の先生方、雨の中ご参加いただき誠にありがとうございます。本会は、環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会ということで、みずほ情報総研に委託し設置したものです。事業活動の促進ということで、申し上げるまでもなく環境と経済を統合していく、それからリオ+20でも宣言がありましたがグリーン経済を実現していくこと、これが持続可能な社会の実現にとって不可欠な課題ということでございます。そのために経済活動の主な担い手であります企業の活動をいかにグリーン化していただくかということが鍵であると考えています。かねてよりそうした基本的な認識に立ち、環境省でも環境政策上の主要課題の1つと考え、10数年来、企業や市民とのパートナーシップを重視しながら、企業の活動の促進に取り組んでまいりました。環境会計、環境報告書の促進、あるいは環境マネジメント、特に中小企業についてエコアクション21などの取り組みを進めてきました。特に環境報告書につきましては、企業とステークホルダーとの関係をつないでいく部分として極めて重要と考え、法律も7年前に制定された環境配慮促進法の施行、促進に努めてきました。余談ですが、私自身、10数年前に環境経済課の課長補佐をしております、委員の皆様にもご支援をいただきながら取り組んできており、思い入れも強いものがございます。それから10年近くたち、大きな前進があり、昨今では企業がCSR、環境税に取り組むのは当然ということになって参りましたし、環境報告書も経営者のポリシーをはじめ具体的な施策を盛り込むことになって参りました。こうすることでステークホルダーとのコミュニケーションが進みましたし、逆に企業内で環境に取り組む際のツールにもなってきました。またネガティブな情報を含めた環境負荷の情報を開示していくこと自身が環境負荷を減らそうという方向になってくことになり、これが環境配慮促進法の意図でもある部分でございます。一方、当初ビジョンとして考えてきた、消費者が企業を選び、あるいは投資家が企業を選び、環境投資が進み経済がダイナミックに動くところは、まだ地についたという状況ではないかと考えております。他方、リオ+20でも政府間の枠組みでは難しかったものの、企業の活動は活発で、環境と金融の分野でも行動原則など新しい動きも出てきているところです。翻ってみても、環境と経済の統合にあたって企業の活動をどう進めていくことかは重要かと思えます。環境配慮促進法は施行後7年たっておりますが、改めて現在の状況を評価いただき、今後の方向性を考え、前進を図って

いるタイミングと考えております。また同時に、昨年の検討会で議論いただきガイドラインを改訂いただき、環境情報の利用促進についても検討いただき、方向性、提言についてもいただきましたので、これらについてもしっかり着実に具体化していきたいところです。この検討委員会では、これまでの検討で明らかになったこれら取り組むべき課題を具体化するためどうしていったらいいか、ご指導ご助言を賜りたいと思います。またそれにとどまらず環境配慮促進法について広い視点から方向性を議論いただきたいと思います。やや2面的な面もありますが、包括的な、具体的な検討をいただければと思います。幅広い視野の先生方、この分野の専門家の方、企業の方にご参画いただいておりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

事務局 : 続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料一式の一枚目に『議事次第』がございます。その下段に、資料一式のリストをお示ししておりますが、資料 1-1 から資料 1-8、および参考資料が 3 点、揃っているかご確認ください。なお資料 1-6、1-7 については、それぞれ 1-6-1 及び 1-6-2、1-7-1 及び 1-7-2 のそれぞれ 2 種類で 1 セットになっておりますのでご注意ください。もし不足がございましたらお手を挙げていただければ事務局の者が参りますのでお申し付け下さい。それでは、委員長の選任に入りたいと思います。ご説明を、環境省環境経済課 猿田様をお願いいたします。

環境省猿田補佐 : お手元に配布しました『資料 3 検討会開催要領』をご覧ください。中段の『3. 組織等 (2)』の規定により本検討委員会委員長を委員の皆様のご互選で選出していただくこととなっております。僭越ながら事務局としましては平成 23 年度『グリーン・マーケット+ (プラス) 研究会』にて委員長を務めていただいた安井委員に引き続きお願いしてはいかがかと考えております。皆様いかがでしょうか。

(委員のご承認)

環境省猿田補佐 : それでは委員長は安井委員にお願いしたいと思います。それでは委員長にご挨拶を頂ければと思います。

安井委員長 : おはようございます。昨年のグリーン・マーケット+研究会から、今回は環境配慮促進法にかかる委員会ということでございます。私の組織は実は職員数が 400 で、職員数 500 以上必要という要件を満たしていないので環境報告書は書いておりませんが、それでも省エネなどいろいろな対策をやらせていただいております。本日、皆様からいろいろご意見を伺いたいと思います。

環境省猿田補佐 : 有難うございました。それでは事務局に返します。

事務局 : 続きまして開催に先立ちまして、昨年度の検討会などにて既にお知り合いの委員も多いかと存じますが、本日ご出席の委員の方々による、お一言ずつ自己紹介を頂戴できればと存じます。それでは向かって右手にいらっしゃいます荒井委員から、順によろしくご挨拶申し上げます。

- 荒井委員 : NPO 法人社会的責任投資フォーラムの会長をしております。それまでは証券会社、運用会社に合計 39 年おりました、運用がバックグラウンドです。現在 SIF を中心にやっておりますが、“FTSE4 Good”というイギリスの世界的に有名な社会責任株式指数、ESG レーティングの政策委員、CDP JAPAN のアドバイザーグループ委員をしております。また民間ですがエコステージの第 3 者委員会委員をしております。どちらかという投資家サイドから意見を述べさせていただきたいと思います。
- 市村委員 : 日本公認会計士協会の市村です。公認会計士協会で経営研究調査会を担当しており、環境やサステナビリティも含まれるとして、業界として研究調査をしております。
- 稲葉委員 : 工学院大学の稲葉です。長年、LCA をやっております、国際標準規格の委員を務めています。
- 大石委員 : 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の大石です。環境委員会に属しており、消費者と事業者を繋ぐのが環境ラベルや環境報告書などの環境情報と考えて長年活動しており、その立場で参加させていただきました。
- 上妻委員 : 上智大学の上妻です。専門は環境情報開示で、環境報告書、環境ラベルなどを研究しております。
- 後藤委員 : 環境監査研究会の後藤です。環境マネジメントや CSR マネジメント、環境報告書、CSR 報告書、などの活動をしており、環境省では企業の環境教育などの活動をしております。
- 佐藤委員 : 弁護士の佐藤です。環境関連法を専門としております。
- 佐野委員 : 味の素株式会社の佐野です。環境安全部、CSR 部を兼務しております。味の素の環境報告書、CSR レポート、最近ではサステナビリティレポートなど 7 冊程度担当しました。実務の立場から申し上げたいと思います。
- 実平委員 : 東芝の実平です。15 年以上前の環境報告書の編集長をいたしました。一緒に勉強させていただければと思います。
- 竹ヶ原委員 : 日本政策投資銀行の竹ヶ原です。環境金融を推進する立場から参加させていただきます。
- 事務局 : 有難うございました。なお本委員会にはオブザーバーとして金融庁様、経済産業省様、東京証券取引所様、日本経済団体連合会様にもご参加いただいております。ご意見なども頂戴いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。続いて、事務局を紹介させていただきます。先ほどご挨拶申し上げました環境省大熊課長のとなりが内藤課長補佐、その隣りが峯村課長補佐です。本事業における事務局は、みずほ情報総研株式会社 環境・資源エネルギー部に委託しており、本日は、ご説明者として、弊社より私及び村上が同席しています。よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の議事に移らせていただきます。以降は安井委員長に進行をお願いいたします。安井先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 安井委員長 : それでは、本日の議事に入ります。議事次第『委員会の趣旨説明について』、事務局より説明していただきます。
- 環境省猿田補佐 : 検討委員会の設置要領について（資料 1-3）
- 安井委員長 : 事務局から説明のあった点について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。それでは、本日の議事に入る前に『環境配慮促進法の概要について』、事務局より説明していただきます。
- 環境省猿田補佐 : 環境配慮促進法の概要について（参考資料 1）環境配慮促進法の前回評価の概要について（参考資料 2）
- 安井委員長 : 事務局から説明のあった点について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。その他よろしいでしょうか。

#### ◆議題 1「環境経営と環境報告の現状」につきまして

- 安井委員長 : 続きまして、議題に入らせていただきたいと思います。まず議題（1）『環境経営と環境報告の現状』につきまして、事務局より関連資料をご説明いただきます。
- 事務局 : 環境経営及び環境報告に関する最近の状況（資料 1-4）
- 安井委員長 : そうしましたら、事務局から説明のあった点についての御意見、御質問等も含めまして、環境経営と環境報告の現状や課題について、全体的な方向性に関してご議論いただければと思います。まず、資料 1-4p6 の『環境課題に対応する上で重視される事項』に関しまして、『経営者によるリーダーシップ』が一番上で、『ISO26000 への対応』が一番下に来っていますが、私から見れば ISO26000 は意外と軽視されていると思いますが、この点に関してどなたかご意見を伺えればと思います。
- 後藤委員 : 数からすると、このような数字が現実的ではないかと思えます。私がお付き合いさせて頂いている大企業では、昨年の暮れくらいから自社の取り組みの洗い出しに使い始めてきています。アンケートを取りました時期との違いだと思いますが、昨日、一昨日、朝日新聞のシンポジウムでこのことに関して話題になりました。バリューチェーンの取り組みが日本企業は非常に遅れております。ここがアキレス腱になるのではないかと、お付き合いしているところとはお話をしております。また環境、人権、労働、腐敗は一緒くたになっておりますので、区別自体があまり意味をなさない状況です。まさに第 3 次環境基本計画の中で、サステナビリティということで環境・経済・社会の話になっておりますが、確実にその時代に突入していると理解しております。
- 安井委員長 : ありがとうございます。この点に関してどのような動向であるか、どなたかもう一方ご説明していただければと思います。
- 佐藤委員 : 私が感じているのは企業が変化しているということです。製造業と小売業の力関係がここ数年、非常に変わってきており、小売業の力が非常に強くなってきています。小売業は様々な取り組みを行ってきていますが、元々、非正規の職員が非常に多いという構造など競争が非常に厳しいです。次々と出店

して売上が悪かったならば撤退するという業種ですので、製造業よりもフレキシブルなスタイルだと思います。このような企業形態の変化、それに伴うバリューチェーンとしての小売店のような流通の重要性の変化が、環境報告にどのような影響を与えるのか、検討する必要があるのではないかと思います。私の印象では小売店は非常に頑張っておりますが、同時に非常に厳しい競争にさらされており、競争原理が非常に重要になっております。それに伴って、取扱う輸入品も増えております。例えば、家電メーカーに関しては、外国の家電製品が、日本製品よりも大幅に安く販売されるようになりました。今後の変化が非常に気になるところです。もう一点ですが、昨年の震災に伴う東電事故がございました。これを契機に、環境対策に加えて災害対策、事故対策が非常に重視されてきています。こういったなか、企業の環境配慮も、従来のマテリアルバランスを重視した省エネ・省資源の問題だけではなく、天災のようなものを想定したものに変わってきているというように感じています。時代の流れ、様々な事件に伴って、環境経営、環境報告のあり方は変わってきていると思いますので、変化を含めて認識していく必要があるのではないかと思います。

- 安井委員長 : ありがとうございます。どうぞお願いいたします。
- 稲葉委員 : アンケートの結果がいくつか出ておりますが、全て製造業を対象としたアンケートであって、消費者がどのように思っているかの視点が一つもないのが非常に気になります。例えば、日経エコロジーでは毎年、消費者に対して環境に優しい企業はどこですか、というアンケートを取り、上位 20 社などを発表しています。我々は長年、その企業が LCA を実施しているのか、環境効率を実施しているのかということ、環境報告書を見ながら、LCA の観点から分析してきています。LCA を実施している企業は少しずつ増えてきて、環境に優しいと思われる企業は実施しています。消費者が見て環境に優しい企業は何を実施しているか、環境報告書とどのような関係があるのかという視点からの分析をお願いしたいと思っております。
- 後藤委員 : 環境報告書の読者調査は 2000 年から NTT グループが毎年実施しています。今年も実施しております。(現在、実施中) 毎年 4 万数千人の読者のデータが web 上にありますのでご利用下さい。
- 稲葉委員 : 佐藤委員のご発言がされましたように、消費者が小売業を通じて購入してくれるかということ、ということが製造業にとっても大きな影響を与えると思います。私は、金融を通しての製造業の環境調和性を高めることの研究を行って来ています。世界では消費者を通しての製造業のグリーン化を実施していると思います。グリーンウォッシュとして批判されている企業もあります。消費者の行動により持続可能性を追求することを、欧米ではサステナブルコンサンプションという言い方で 10 年ほど前から行ってきていますが、今後企業の行動にもサステナブルコンサンプション(持続可能な消費)を組み込まなければならぬと思います。

- 安井委員長 : ご指摘の通りだと思います。どちらかというとな製造業に偏ってきたように感じます。佐藤委員がご発言されました販売業に関しましても、グリーン・マーケット+研究会の調査によると、消費者の中で非常に意識が高いのは数%ぐらいだったと思います。消費者にどのように意識を持ってもらうことは難しい問題だと思います。
- 大石委員 : 流通は非常に大事だということは我々も強く感じています。事業者が非常に素晴らしい商品を提供したとしても、消費者が選ぶことがなければ社会全体は動かないと思います。消費者が商品を選ぶ基準の中での大きな影響力を持つのは流通の情報であると思います。情報の提供方法に関して日本では非常に少ないと感じています。消費者は確かに値段が安いものを選ぶ傾向にありますが、それは企業がどのようなコンセプトのもとでどのような商品を製造し、その結果、値段が高くなるという説明がないからということが要因としてあると思います。流通の場合は特に重要だと思いますが、消費者が適切に商品を選ぶには、事業者が実施していることを消費者により分かりやすい形で開示しなければ、消費者の購買行動に繋がらないのではないかと常に感じています。
- 実平委員 : 環境に配慮した商品が売れることが重要で、基点になるのは流通であるというお話をいただきました。最終的に消費者にどのような情報を提供すれば良いのか、どのようなタイミングで提供すればよいのか、この委員会である程度の方向性を出していただけるとありがたいと思います。我々も検討を重ねておりますが、消費者になかなか届かないのが現状です。提供方法が悪いのかもしれませんが、内容が足りないのかも知れません。提供の手段が悪いのかもしれませんが。もう 1 点は、資料 1-4p18 の米国と日本の比較に関して、日本は 7000 億円超しか資産残高が集まっておりません。米国は 300 から 400 兆円程、運用資産が集まっています。このように環境配慮している企業の株を優先的に購入するなど支援する仕組みづくりが、もう一つの視点だと思います。このことを議論に加えて頂ければ有難いと思います。
- 上妻委員 : 消費者の役割についていろいろ話されていますが、欧州で議論になっていることは、消費者に責任はあるのか、という話だと思います。消費者の倫理観に訴えて、経済合理性のない商品の購入に繋げることが間違っているのではないかという議論があります。それに関して日本では言及されないことに非常に違和感を覚えます。環境に優しい製品を購入しますか、という調査に対して、購入するという結果が出た調査は今まで一度もありませんでした。購入する際の重要な要因は性能及び価格要因です。これが前提にありますので、例えば、流通業者が責任を持って環境に優しい製品を低価格で揃える、もしくは、行政が環境に優しい製品を購入できるようなインセンティブ制度を整える、ということが基本的な考え方だと思います。単純に情報を開示することで消費者が環境に優しい製品を購入するという前提で議論を進めることにはおかしい気がしますので、行政にはこの点に関して頑張ってもらいたいと

思います。

荒井委員 : 冒頭で後藤委員がご発言されたバリューチェーン、サプライチェーンの広がり、及び、環境の中の様々な項目が社会的に広がっているという点に関して発言させて頂ければと思います。今後、環境省あるいは、経済産業省に関係することではありますが、今後の進む方向性を議論する際に、ナチュラルキャピタル（自然資本）という言葉が海外で使われていることが多くなっています。国連責任投資原則（PRI）、CDP、リオ+20などがこの方向性に進もうとしています。従来、環境として考えていた以上に相当幅広い範囲で様々な検討をしなければならない状況になってくると思います。民間企業もそうですが、環境に関して環境省の範囲を超えて検討する必要が出てくる印象を持っております。この点に関してどのようにお考えかということを含め、今後、ご検討していただければと思います。本日の議論を伺っておりますと、消費者と投資家は似ている点があると思います。まず、消費者の認識が低いという点は、投資家の認識が低いという点で似ております。また消費者にとっての経済合理性に該当することが、投資家にとって当然、リターンが得られるかという経済合理性になります。これを投資家の立場でお話すると、リターンは得られなければなりません、社会に貢献しない企業、社会に害を及ぼす企業に対して投資してリターンを得てはならないだろう、ということがESG投資であります。消費者の商品を選ぶ基準としては、性能、及び価格が第1要因であります、次の要因として環境であると思います。最近では値段が高いとしても自動車、エアコンが購入されるようになってきています。このことは、変化の現れだと思えます。

後藤委員 : 昨年、安井先生が議長をされました『グリーン・マーケット+（プラス）研究会』、私が委員長を務めさせて頂きました『環境情報の利用促進に関する検討委員会』でラベルの問題を取り上げて議論をしました。2000年以降、非常に多くのラベルが世界に流通しております。欧州ではラベルがそれなりに通用している気配がありますが、欧州の環境意識は高いと新聞等で報道されますが、そのようなことはありません。過去に環境省の調査に関わった際に、ドイツと日本の環境意識調査に携わったことがありました。ドイツと日本の環境意識は変わらなく、寧ろ日本の環境意識が高かった記憶があります。信頼できるラベルを消費者にどのように受けとめてもらえるか、ということが、グリーンマーケットを広げていくには重要だと思います。例えば、マリン・エコラベル、FSC認証などはグリーン調達で若干認識されている程度で、消費者にはほとんど認識されていないのが現状です。ラベル問題、環境意識をどのようにするのか、が大きな課題であると思います。情報開示が不要というわけではなく重要なのですが、単純に情報開示だけで消費者が付いて来るとは思えません。

佐藤委員 : 私を含めて消費者は、ネットで商品を確認、比較する機会が非常に増えています。環境情報の伝え方、表現の方法でネットの意義は急激に高まっている



と思います。例えば、レストラン、洋服、書籍、食品を選ぶ際に商品の比較サイトで環境情報を開示してもらう取り組みをすると、商品を比較する際に環境情報が必ず表示される場合を想定すると、情報提供方法の一つとしては、意味があると思います。環境報告と消費者の距離は非常に遠いと思います。環境報告と消費者の距離を近づけて連動させることは非常に重要ではないかと思います。

竹ヶ原委員 : 企業の環境情報発信の不足が問題なのかという点、私はそうではないと思います。現実問題として、各企業は新製品開発に製品アセスを課しており、その中で環境対策は必須になっています。この環境面での要求水準は年々強化されています。加えて、製品アセスでの環境配慮だけでは足りないばかり、独自にエコプロダクツのカテゴリーを設定、これを階層化している企業も数多くあります。こうした努力は、各社の環境報告書や CSR レポートには必ず書いてあります。また、こうした専門的な情報を生のまま開示しても、消費者にはアピールにならないことも企業はわかっていますので、環境性能をどのように顧客訴求力に転換して伝えていくかについても様々な工夫がみられます。例えば、実平委員の会社（東芝）の環境技術展に行きますと、どのプログラムもファクターが表示されていますが、これなど環境性能を统一的に伝えようとする企業努力の典型例だと思います。しかしながら、環境効率が上がっている製品をファクターXとして表示して理解出来る消費者はほとんどいないでしょう。ファクターXの表示を通訳できる人が必要だと思います。エコラベルがその通訳・翻訳機能を担えるかどうかは大きな論点であると思います。要するに、問題点は、事業者から環境情報は提供されているものの、これを読み取ることができる消費者は少なく、読み取ることができない消費者が大多数という不幸な状況にあると思います。この状況をどのように打開するのが、この問題の本質だと思います。金融に関しても全く同じことが言えます。投資家、もしくは銀行の審査員で CSR レポートを読んでいる人間がどのくらいいるのか、ファクターXと言われて理解できる人間がどれほどいるのか、ほとんどいない寒い現実があります。ただ、カーボンに値段が付いたり、環境規制が厳しくなると、非財務状況としての環境を確認していないと危険になります。ネガティブチェックは必ず必要になります。これに加えてポジティブ評価がどこまでできるのか、という議論はありますが、少しずつこのような認識が広がってきていると思いますので、通訳、翻訳といった方が必要だと思いました。

佐野委員 : 環境コミュニケーションに関して実務の観点から申し上げます。私の業務は年々範疇が広がってきており、それは、環境コミュニケーションというものが広がってきていることを示していると思います。当初環境分野のコミュニケーション、そして CSR を経て、今からサステナビリティコミュニケーションを行っていかうとしています。コミュニケーションする対象の方は、社内だけではなく、消費者、流通の方、専門家、取引先など様々な方がいます。

それぞれに対し、環境報告書一つを作成しているだけで全てが解決できるとは思っていません。環境に対して取り組んでいることをそれぞれの方にどのようにお伝えてしていくかということを中心に考えています。それぞれの方に對してコミュニケーションの方法が違います。ご発言に有りました通り、環境報告書に全ての事項を記載すると何百ページになってきます。どのような方に、何を、どのように発信するかを何年も検討しています。定性的な情報・データを示す、一目で解りやすいマークを製品や、流通・店頭の場合で掲示する方法もあるし、広告やCMといった手法もあります。あるいは直接コミュニケーションとして、流通の方向けの展示会に参加する、エコプロダクツ展のような場所で少し環境の関心が高い方と話す、また全く環境への関心がない方にどのようなコミュニケーションを取るのかということも検討しています。様々な方と共同して取り組みを進めていこうとしていますので、環境情報の開示方法は広がってきていますが、具体的にどのようにコミュニケーションを実施することができれば、消費者の購入行動に繋がるのかは検討が必要だと思います。企業として環境に関して真摯に取り組んだことを公表することが、消費者の購入行動には繋がるとは限りません。CO2が何十万吨減りましたというコミュニケーションを実施しても、購入行動には繋がらないと思います。おしゃれであるとか、おいしいであるとかの背景に環境に配慮した企業行動があるということ、連動して伝える必要があると思います。一方で、主婦の方などを対象にグループインタビューを行うと、背景にどのようなことがあるのかを知っていただければ、その意義も理解はしていただけますし、そうした情報を知らせてほしい、購買時の参考にしなければ、とも言っていただけますが、実際には店頭で足を運んだ時に商品を目の前にして価格が高いと感じ、購入に至らないこともあります。そのようなことがありますので、消費者の方々とのコミュニケーションは継続的に行っていくしかないと思います。一方で、企業に対してグリーン経済をどのように推進するのかということ、立ち追えば情報開示の促進を通じて投資されるされないというインセンティブを働かせていくこと、規制を用いて取り組みを推進していくといった世界、これは、消費者の方々とともに企業が取り組んでいく世界と、若干異なることではないかと思っています。

市村委員 : 環境報告、または環境活動は企業価値がなかなか結びつけられない状況にあります。何となく環境活動を行うことは非常に良いことだ、または、法律が新たに制定されたり、国際的なプレッシャーがあるため、環境活動をしなくてはならない状況にあるという話になるが、その環境活動が企業価値にどのように反映されるのかを示すことは難しいと思います。ただし示すことが実現すれば非常に素晴らしいことだと思います。最終的に企業の価値を上げることが出来るのは投資家だと思います。企業と投資家の関係を良好にすることが重要です。例えば、金融のインセンティブが存在したとしても、企業価値が上がらなくなると企業行動として環境に力を入れていかないと思

ます。

- 安井委員長 : 非常に重要なご指摘だと思いますので、別途に検討したいと思います。
- 稲葉委員 : 資料 1-4p16 に、Scope3 の記載があります。最近思いますのは、企業を評価するとき、定性的評価から数値情報に変わる端境期だということです。SRI ファンドに関してもファンドマネージャーに伺うと、従来は定性的な評価で環境に対応する役員が存在しているか、というようなところから始まっているわけですが、Scope3 は、Scope1、Scope2 と同じように数値情報を公開した上で、しかもカーボンスクロージャープロジェクト (CDP) が公開を要求しています。製品の CFP も数値情報です。数値情報を公開することは比較を可能にすることにつながります。資料 1-5 を確認しますと、EC での環境フットプリントに関する記載がありますが、EC は比較可能性を追求すると明確に言い始めています。このような状況の中で、企業は比較されるのを好まない傾向にあります。ただし社会的にみると、数値情報での比較可能性をどのように担保するかという議論が進んでいるように思います。企業の情報開示に関する姿勢と社会的に流通している数値情報の妥当性とのギャップがあるように思います。このような比較可能性へのアプローチをこの検討会で取り上げていただければと思います。
- 荒井委員 : 市村委員、稲葉委員からご指摘のあった点に関して投資家サイドから申し上げます。一つは、日本での一部の企業では取り組まれている統合報告書という流れがあります。恐らく、将来的に投資家として統合報告書が非常に重要になってきて、数値化、比較可能性に結びつくのではないかと思います。数値化、比較可能性が重要な理由は、投資する際に通常財務分析であれば、会計原則にもとづいて制度的な開示が行われています。他の企業と同じ基準で比較が可能ですし、一つの企業を過去の数値と現在の数値を比較することが出来ます。ところが従来の環境報告書、CSR レポートは数値化がなされておられませんので、実際に調査する負担が大きい上に、正確に比較できない可能性があります。全部が正確に数値化できるわけではありませんので、文章であっても比較できるような枠組み作りが必要だと考えております。統合報告に関して世界的に検討されている部分で非常に重要になってくると思います。また環境と業績、あるいは企業価値に結びつくかという点は非常に重要です。投資家にとって企業の価値が上がらなければ意味がない、株価が上がらなければ意味がないというところがあります。私は必ずしもそう思わないのですが、四半期報告書に対してあまりよくない、あまりに非常に短期的な投資家の視点を喚起してしまうという批判があります。理由は二つあります。一つは、四半期報告書のような短期報告書で 3 ヶ月に 1 回、数字が公開されると、アナリストはその数字を分析することに追われることです。またブルームバーグ、ロイターなどのアナリストがどのような予想をしているのかを平均値を取り、その平均値から実際の決算が良かったか悪かったかで、株価が動いてしまうという現実があります。これは企業の価値とは全く関係がな

く、3ヶ月の予想と実際の決算の結果によって、株価が動いてしまうという変なことが起こっています。そのような制度面が一つあります。もう一つは経済の問題があると思っています。40代のアナリストはESG投資を昔は自分で調査していたと言います。調査していた理由を考察すると、昔は日本経済が非常に成長して企業も同様に成長していましたので、投資家は5年先10年先に2倍、3倍、10倍になる企業を探そうとしていました。この場合、3ヶ月の報告を確認しても意味がないわけです。そうすると、5年先、10年先、企業がどのような戦略を持って成長していくのかという成長線の高い企業を探していました。現在は、日本経済が10年、20年と停滞してしまって、企業も5年先にどのようになっているかわからない、戦略はどのようになっているのか分からない状況になっているので、予想につきにくい状況にあります。さらに、アジア新興国に投資したほうがリターンが高いかもしれない、というのが世界的な投資家の視点で日本にあまり投資しなくなってきてしまいましたこともあります。基本に戻ると、ESG投資という部分では、長期的な企業の価値をいかに伸ばしていくかという戦略の部分に焦点が当てられると思いますが、これが非常に重要なポイントだと思います。資料1-4 p18 『社会的責任投資（SRI）活性化の動き』に関してですが、『年金運用への組み込みの難しさ』『直接金融市場の規模の小ささ』などが原因とあります。ここで述べている難しさとは何を指しているのだろうかということで、何が難しいかということ、理解を進めることだと思います。組み込みが難しいわけではないと思います。直接市場の規模が小さいかということと必ずしも小さいことはないと思います。株式市場の規模で言えば、それなりに世界でも日本の市場は有数の大きさです。逆に間接金融で、環境金融がどれほど進んでいるのかということもあります。右側のグラフですが、この数字には内訳があります。実は2007年11月に1兆2400億円とつけたあとで、現在、株式に投資しているファンドは1兆2200億円に減っております。差は何かというと、インパクトインベスティメント（社会貢献債券）が補っている分です。株式が1兆2200億円に減ってしまったのは、ESG投資が嫌われたのではなく、日本の株式市場が低迷しているからです。2007年と比べると、株式全体で50%程度、時価総額で減っています。ですので、株式市場が回復すれば回復すると思います。もう一つ興味深いのは、ESG投資は概念的にきちんと理解して投資しているかということと必ずしもそうでないと思います。理解が難しいと思います。ただインパクトインベスティメントという社会貢献型の債券は中身が非常に分かりやすいです。何にお金を使われるかが非常に明確の面があって、投資家もそちらの方に移動しています。震災のあと、コミュニティ投資も進んでいます。日本では、もしかすると株式投資というESG投資だけではなくて、日本社会に根づいた、分かりやすいESG投資がもう一方で増えていくのではないかなと期待しています。

安井委員長 : 様々なご指摘を頂きまして、議論の方向として整理したいと思います。議論

の方向性の確認をさせて頂きたいと思います。まず、環境報告書によるコミュニケーションによって消費者に物を買って頂く姿勢が正しいことなのか、ということが一つの問題提起です。その延長戦上に環境活動を行っていることが企業価値を高めるという方向性は正しいのか、ということが二つ目の問題提起です。冒頭で私が申しました ISO26000、つまり SR に関して、ネスレのキットカット事件のように、自分たちの企業はきちんと行うことでネガティブな部分に引っ掛からないように行っている要素が強いのと思いますが、この点に関して、この場であまり指摘されなかったのは何故か、ということです。何かを行うとメリットがあるという話が多く挙がりましたが、元々、メリットが存在しないのではないかと私は思います。自分たちがきちんと行っていて、きちんとした企業だということを証明するために、ネガティブの要素をなくすために環境報告書を利用すべき、という判断はないのか、と思います。この点に関して、後藤委員、お願いします。

後藤委員 : 冒頭にバリューチェーンに関して申し上げたのは、リスクマネジメントの面から、企業活動の存続が危うくなってきてしまうという観点からでした。この点を知って頂くために申し上げました。ある意味で企業活動のサバイバルの必須条件として考えております。それが企業価値と結びついてプラスになれば良いとは思いますが、目的ではないとは思いますが、企業価値と結びついたほうがよいという点で、昨年の委員会でも ICT 活用の分科会がありました。今の環境報告の相当程度を ICT、XBRL ありきではないので、そこまでは言及しませんでした。実際には富士通総研がボンラタリーに作成したソフトがありまして、載せることはできました。載せれば証券会社は比較可能性を追求することができると思います。一方で、統合レポートのお話が出ましたが、後の資料にリオ+20 の The Future We Want の一部があります。これは IIRC や GRI のグループがこれを入れ込んだことを喜んでいますが、統合レポートは主に、投資家向けのものです。他方で、例えば ISO26000 はマルチステークホルダーとのエンゲージメントが主題です。欧州でビジネスをやっているところでは必ず作成しなければならなくなると思うので、統合レポートは否定しませんが、一方で環境報告、及びサステナビリティ報告は決して統合レポートに限るものではないし、安井委員長がおっしゃったように、企業価値をプラスするものだけでもないと思います。欧州で昨年 10 月 25 日に CSR 新戦略の文書を出しております。その中では、統合レポートは中長期のゴールであって、IIRC の活動をフォローしていく、ということが記載されています。欧州委員会の考えでは、統合報告書は 2015 年以降の問題だと捉えています。消費者やその他のステークホルダーとの関係をどのようにするか、企業が環境情報を出すのは一体どういう目的と、そのためにはどのようなあるべきか、という地についての話をしっかりしていかなければならないと思います。

荒井委員 : 安井先生のおっしゃった企業リスクの面は全くその通りだと思います。投資

家の立場から申しますと、短期的な企業の戦略が成り立たないことがリスクだと思えます。電機会社で従来の成長戦略、投資戦略が役に立たなくなると、競争に勝てなくなってきたこともあります。それから細かいリスク管理もあります。リスクとチャンスの面で比較すると、チャンスの面が少し増えてきていると思えます。その点で企業価値に結びつくのではないかと、思えます。企業の価値は、リスクを減らすというよりは、安定的に企業が成長するためにリスクを考えています。それから、自動車や家電製品において環境に優しい製品が購入されることが多くなっています。構造の大きな変化に企業も上手く乗れるとチャンスになると捉えていると思えます。

安井委員長 : 産業も固いものを製造しているものから、柔らかいもの、流通業あたりまでありますので、このような委員会の場に、流通業の関係者なども出てきて欲しいと思えます。ヒアリングするなどの機会があったほうが良いと思えます。例えば、電機の販売業は電気自動車、蓄電池などの商品企画を行っています。そういうところがどのような意識を持って商品企画を行うかは重要なことであると思えます。それでは、会議も前半を終わりましたので、ここで少し休憩時間を取りたいと思えます。5分後、再開したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

## ◆議題2「環境情報開示の方向性について」につきまして

安井委員長 : それでは、会議を再開いたします。議題(2)『環境情報開示の方向性について』につきまして、事務局より関連資料をご説明いただきます。

環境省猿田補佐 : 環境情報開示の方向性(資料1-5)

事務局 : 諸外国制度における環境情報開示の動向(概要、詳細)(資料1-6-1,1-6-2)  
環境関連指標(資料1-7-1,1-7-2,1-8)

安井委員長 : そうしましたら、事務局から説明のあった点についての御意見、御質問等をいただければと思えます。

上妻委員 : 資料の意図ですが、例えば資料1-5 p11に東証ESGインデックスが出てきていますが、これは何を言いたいのかよく分かりません。ESGインデックスが通常よりもアウトパフォームということが言いたいのでしょうか。大事なことは、この手の環境情報開示の問題を倫理の側面にとらえてしまうと、市場は経済合理性の無いことをやらないので、みなさんによりお願ひしますと訴えるだけになってしまいます。東証のESGインデックスがアウトパフォームであるという情報も、因果関係を言っているのか、相関関係を言っているのかで全く見方が異なります。通常は相関関係があることしかわかりませんし、ESGに努力すれば株価が上がるというような因果関係は、どの研究でも言われていません。ESGに配慮できるのは業績の大きな会社だからこうなるだけの話で、こうしたデータを、企業が一生懸命やるべきだ、という

ことの根拠に使うのは問題のすりかえになると思います。また参考資料3について、男性の意識改革という話が出ていますが、アメリカでも同じようなことが言われていて、SECがレギュレーションS-Kの中で、企業は取締役会における多様性についての情報を開示するように要求しています。これは取締役会に多様性がある会社は収益性が高いという研究があるからです。組織的なバランスだと思いますが、倫理的にやる云々という話よりは、女性が参加したときにはあまりリスクテイクする状況が起これないので、そうではない状況よりもパフォーマンスが高いと言えるでしょう。男性の意識改革という観点ではなく、もう少し経済的な因果関係のことを言っていたほうがいい気がします。そういうときに行政がどういう役割を果たすのか、そのなかで企業はどのような風に行動するのか、ということ、よく話し合わなければ、毎回、最後は、皆さん頑張りましょうという話になってしまって、意味がない気がします。

安井委員長 : おっしゃることは正しくて、余裕があるからこういう対応ができるというのはそうですね。うちの会社は余裕があることを示すために行っているようなところがあるのではないのでしょうか。

荒井委員 : 今のインデックスのパフォーマンスについてのお話は、専門家からの立場からもおっしゃる通りです。ただ、実際様々なケースが出てくるとそういう分析が出てくるとも確か、それを見ながら議論を進んでいくという意味で、どのパフォーマンスが必要かという研究が出てくるものと思われま。それと、今の観点に関連していますが、環境報告書やCSR報告書が誰向けに何のために作られているのかが、やはりあまりはっきりしていません。こういう環境の数値は消費者にも投資家にもわかりません。投資家と消費者は共通していて、一般の人であり、環境の専門家ではありません。したがって、こういう一般の人にももう少しわかりやすいという観点が必要です。統合報告は投資家にとってわかりやすいのですが、環境報告書、CSR報告書は企業は誰向けにつくっているのかと尋ねると、絶対出てこないのが投資家です。というのは、企業にはIR部門があって財務報告についてはIR部門が報告するから、CSRは別だという考えがあるからです。最近はそのようなことも報告するミーティングが開かれたりはしていますが。そういう意味では投資家と消費者はやはり環境報告の先として抜けている相手だと思います。誰に理解してもらうためにつくっているのか、今後の進展としてはそういう広がりが必要だと思います。

後藤委員 : 佐野委員がおっしゃったように、いま企業のコミュニケーションは幅広くなっていて、CSR報告書や環境報告書で賄える時代ではなく、Webの情報やパンフレットなど、いろいろな形のものをつくっている。報告書の方向性としては、環境省の調査では目的の上位3つに必ず挙がるものとして社会への説明責任を果たすため、取引先へ取り組みを知ってもらうため、従業員の教育のため、というものがあります。しかし、冒頭のISO 26000の世界になる

と本当の意味でマルチステークホルダーになりますので、企業がグローバル化しているとコミュニケーションは日本だけではなく途上国などで重要になります。そうすると Web ベースでの大量のデータベースから、相手に応じた情報を切り取りながらコミュニケーションをとることがますます増えるのではないかと思います。そうすると、統合レポートが重要とみて IR 部門に CSR 報告書を投げてしまったところは、本当に酷い報告書になってしまう。そうではなく、マルチステークホルダーエンゲージメントになると、報告書はそれぞれの目的で Web から切り取って適宜使い、エッセンス的なものは環境報告書、CSR 報告書、投資家向けの統合報告書という形になるのではないかと想像しています。昨年の委員会では、投資家向け環境報告書の数値情報の ICT 利用の方向性は打ち出したので、それを推進していけば、今の環境報告書の中のデータが ICT 化され、利用可能なものになるのではないかと思います。

佐藤委員 : 資料 1-6-1 をみますと、日本の開示レベルは自主的開示で、開示媒体は、CSR (環境) 報告書、開示内容は環境だけとなっております。現実にはもっと多様な情報が開示されているとは思いますが、制度がないために日本の会社が労力を使いながら誰のために何をすればいいのかわからない状況が続いています。そろそろ、上場や、財務報告について、一定の義務又は責務として位置づけを法的に明確化し、これによって作成する目的を明確にして、そういうことをすることによって必須の条件と社会が思うことによって、マインドが全然変わってくるのではないかと思います。情報の内容及び正確性についての検証も明白になります。消費者向けの情報とは別に、必須なのだというようにしたほうがいいかと思います。またそうすることによって、やっていない企業が得をしているという状況も変わると思います。

安井委員長 : 日本だと企業のいろいろなリスクとしてコンプライアンスなどが言われますが、社会的責任もリスクファクターと強調して、これを開示しないと投資もできないという理屈付けが必要であると思っています。そういう意味で、うちの企業はどこからも刺されない、きちんと行っているということを経営者が宣言したうえで、そのための証拠を示していく形をまず叫ぶべきだと思いますが、如何でしょうか。

佐藤委員 : リスクのない会社はありませんので、いくら環境報告書をつくっていても、どこからか刺されれば偽装はあります。正直に申し上げて偽装のない会社などないかと思います。従業員一人一人のコンプライアンスまで企業はわかりません。ですので、組織として把握しているつもりでも抜けていることもあります。それを環境報告書とリンクされることはちょっと違うのではないのでしょうか。

安井委員長 : 全く違わないのではないかと思います。要するに CSR 報告書は、SR という意味では、ISO26000 のようなものにきちんと対応していて、バリューチェーンの隅々に至るまできちんと心配りがあり、どこからも刺されないよう



な社会的責任を果たしているということを示しているわけです。ですので、環境省の言っている環境報告書のレベルをはるかに超さなければいけません。

佐藤委員 : それをバリューチェーンで行うということは、難しいですね。

安井委員長 : 確かに難しいです。

上妻委員 : 日本企業の財務報告でなぜこういう問題が取り上げられないかといいますと、縦割り行政の問題があるように思います。関連法令を所管する金融庁や法務省にそれを強く言えないからです。しかし、現行法でも、有価証券報告書のなかで、企業にとっての財務的なリスクやチャンスに関わる情報は開示しなければなりません。にもかかわらず、企業がそうした情報を自主的に判断して書くことは稀です。では書かない責任は誰にあるのか、企業にあるのか、法律にあるのか、監査する会計士にあるのか。それはおそらく皆にあります。立法趣旨を判断して行うべき自主的開示はほとんど行われませんし、それを認めている産業社会の対応にも問題があると思います。ヨーロッパの財務報告規制の中にこういう項目が入れられているのは、財務的影響が大きい ESG ファクターがたくさん存在するからで、それを法律的に開示させるような法構造になっています。しかし、日本ではそうになっていません。恐らく日本の社会の在り方自体がヨーロッパと違うから規制に対する対応も違うのであって、リスクやチャンスの中身は変わらないと思います。

後藤委員 : バリューチェーンの問題は、委員長のおっしゃる通りです。実は昨日、NGO と企業の懇談会を企画しまして、グリーンピースの佐藤事務局長らに来ていただいたのですが、そこでグリーンピースの戦略を解説していただきました。これによれば、以前は政府をターゲットにする戦略をとっていたのが、最近では企業をターゲットにする戦略に変えたそうです。ネスレの場合、パームオイルが問題だったのですが、ユニリーバは **RSPO** というサステナブルパームオイルのグループをつくって認証制度を行う一方で、食品業界でのもう一方の巨大企業のネスレがそういうことを全くやっておらず環境を破壊するパームオイルを使っていたわけです。そこでグリーンピースが調査をしてそれを指摘したのですが、ネスレはほとんど適当にあしらっていたところ、半年後にキャンペーンを張られて何百万通のクレームが殺到し、結局そのようなパームオイルの利用を止めることになった。やめた後はグリーンピースもネスレには協力しています。そういう形のものが確実に他の巨大な企業にも来ます。来月、アメリカの NGO が来日して、日本の違法木材伐採製品の流入に対するキャンペーンをしますが、日本企業は非常に危ないです。安井先生のおっしゃる通り、企業のリスク、これはチャンスにもなるかもしれませんが、そこをきちんと報告するような方向性を出す必要があるのではないかと思います。

稲葉委員 : 資料 1-5 P11 のインデックスの件ですが、これは 2012 年 5 月の時点での ESG スコアであり、要するに“後出しじゃんけん”をやっているわけで、投資と

というのはその時点での評価で将来どうなるかということであり、将来どうなることがあることは分からないということになるかと思います。

一方、安井委員長は SR のところをおっしゃっていましたが、P16 の論点のところ、SR は一番上に書いてあるだけです。他は全部、従来の環境物、すなわち自主的に開示したものをどうやって使うかということなのです。ですが企業の方に聞きますと、従来のものは環境規制があるのでコンプライアンスとして達成しているわけで、これを環境報告書に書いたに過ぎないのです。すると、項目として今後何が必要であるかということを考えると、規制になっていないところをどうやって出すか、という意味であって、その最たるものが GHG であるわけです。今までの社会の仕組みのなかでは、ずっと前から外部不経済を内部化するというのを規制としてやってきたわけで、その仕組みが GHG でできれば、いま GHG を抑制していないところは将来のリスクになるわけです。ですので、規制まで踏み込むべきかどうかという議論があってしかるべきですが、この委員会の枠組みは、規制をしないときにいったい何を行っているかということです。今までの話の流れを聞いておきまして、どこにリスクがあるかということ、海外なんです。海外で何をやってくるのか、海外でどのようにされたものを持ってくるかということなのです。特にアジアの発展途上国の仕組みと日本の仕組みがどのように違うかということを理解しなければなりません。ISO26000 にしても、タイはすでに将来の認証制度を見越して中小企業向けにどのようなことをやればいいのかというチェックリストをつくって普及させています。日本も ISO26000 についてはチェックリスト化していますが、それが整合性があるかどうかをチェックしていかなければなりません。そういう意味で、ここに示されているフォーマットの共通化は重要です。4つ目の比較可能性もそういうことで、比較可能性の前に手法の共通性があります。これが（特に GHG に関して）アジア地域と整合性をとれているのかどうか。話が混乱するといけませんが、GHG に関してやるべきことと、そうではないことについて、アジア諸国との整合性を取るべきだ、ということです。

荒井委員 : 資料 1-6-1 で、日本が自主的開示のみで動いていないということで、企業が主体的にという意見が多かったのですが、敢えて申し上げますと、確かに企業にプレッシャーが高まる中で実施していくことは間違いないのですが、海外はどちらかというと政府が主導をとってやってきましたが、政府は市民社会の要求があったから政府が動いたわけです。日本にはこれが無いのかという問題があります。それからヨーロッパは政府が規制をつくらないと企業はきちんと行わないだろうという認識がありますから、そういう意味であればイギリス式の制度化、即ち行うのであれば行っていることを開示する、行わないのであればその理由を開示する程度のものは、やはり作らないと日本政府は貢献していないと言わざるを得ないです。それは諸外国からみても変だと思われま。日本企業はよほどお行儀がいいということならば話は別で

すが。

- 安井委員長 : 日本国内だけの場合ならば（お行儀は）いいとは思いますが。
- 後藤委員 : 細かいことになりますが、資料 1-5 P16 に重要な開示項目に関する比較可能性と書いてありますが、比較可能性は常に言われますが誰から求められているのでしょうか。リスク情報の場合、ある項目をやっているかやっていないかということは比較可能かと思いますが、数値で見ると比較可能でないとよく言われますが、そういうものではないと思います。たとえばある製品を消費者がA社のものとB社のものを比較するとき、環境性能は比較できますがそれはここでいう重要な開示項目である比較可能性ではないと思います。比較可能性を否定するものではないのですが、ここを強調しすぎると、それを求めているのは誰なのかということを見失ってしまいますので、ご注意ください。以前はガイドラインの委員会に参加させていただいたのですが、そこでは”比較容易性“という言葉を使っていたと思いますが。
- 実平委員 : 比較容易性について申し上げておきたいのですが、サプライチェーンでの温室効果ガスなどは、Scope1 や Scope2 での算出は、稲葉先生のおっしゃるように手法の共通性があり可能ですが、Scope3 については全然ダメで、比較も何もなく、我々も開示したものの、これが真値なのか分からない状況です。もし比較容易性を高めようとするのであれば、真値ではないところでもって定義するしかないわけです。そういった難しさがあります。
- それから P9 の、隠れたリスクに対する情報開示とは何かというのがわかりません。どのようなことがあるのかコメントをいただきたいです。それと、排出規制などを守っていても、ゼロであっても排出しているものがあつた場合の被害の部分、いわゆる外部不経済の部分ですが、これに関しても環境会計の中で外部不経済の内部化はずっと行っている。このあたりの比較容易性については、出しなさいと言われてれば出せます。
- 荒井委員 : 簡単にコメントだけですが、比較可能性、或いは比較容易性でもいいですが、投資家は間違いなく欲しがっています。投資家は投資対象を選ばなければならず、またそれを多く持つか少しだけ持つかも必ず決めます。それができないような企業は排除します。それから隠れたリスクというのは曖昧でおかしな言葉です。企業はそのようなものがあつても出すわけはありません。ただしアナリストは常にそれをみてそれを探していますので、このような表現になったのかと思います。
- 安井委員長 : 確かに隠れたリスクは出せませんね。むしろ、こういうリスクは無い、と宣言するというポジティブな方向で、その裏返しとして隠れたリスクは無い、ということではないのでしょうか。
- 実平委員 : それこそ、リスクになり得ますが。
- 安井委員長 : 結局、コミットメントは重要で、リスクは無いと宣言させることが一番重要なのではないのでしょうか。
- 安井委員長 : その他よろしいのでしょうか。それでは、いまご議論頂いた事を踏まえ、事務

局で今後の調査や検討を進めて頂ければと思います。

◆次回につきまして

- 安井委員長 : 最後に、今後の予定を事務局より説明していただきたいと思います。
- 事務局 : 第2回の検討会は11月28日(水)15:30-18:00の予定です。会場は未定で追ってご連絡致します。次回の議題としては、環境情報開示の方向性として簡易フォーマット、促進法の評価について議論いただきたいと思います。第3回は12月21日の9:30-12:00です。第4回は日程は未定ですが2月の開催予定です。これを受けて検討委員会としてのとりまとめをさせていただく予定です。

◆閉会

- 安井委員長 : その他、よろしいでしょうか。それでは、本日予定しておりました議題は以上です。それでは、これにて本日の環境に配慮した事業活動の促進の関する検討委員会第1回会合を終了させていただきます。本日は御多忙のところ御参集いただき、また、貴重な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

以 上